

令和7年度 石州瓦産業新事業創出支援事業費補助金公募要領

1. 補助金の概要

石州瓦工業組合または石州瓦協力会に加盟する製造事業者が取り組む石州瓦製造設備や技術等を活用した新規事業の創出に要する経費に対し補助金を交付することにより、経営基盤強化及び事業継続に向けた取組の支援を行います。

2. 補助対象となる企業

- (1) 石州瓦工業組合或いは石州瓦協力会に加盟する県内中小企業者
- (2) 前項のうち、石州瓦や白地、釉薬の製造や機械金属加工を行っている者

3. 補助対象となる事業

- (1) 石州瓦製造に係る設備や技術を活用した、石州瓦製造以外の新たな事業参入を目的とした取組
※例：焼成炉等の排熱を活用した水産養殖事業
- (2) 他社や他地域での先進的な取組の視察等に係る職員旅費や、事業を円滑に進めるために必要な助言指導を行う専門家の活用経費
- (3) 補助対象期間は交付決定から令和8年2月28日まで
※以下の経費は対象外です。
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・石州瓦製造に係る設備や技術を活用しない新事業
 - ・職員の日当

4. 補助金の制限

- (1) 同一年度内における補助金の交付は1回までとします（1事業者につき1回のみ申請可能）。ただし、1つの申請で補助金額上限内であれば複数事業を併せて提出することが可能です。
※例：焼成炉の排熱を活用した水産養殖事業及び室内用多孔質セラミック壁材の開発
- (2) 島根県による補助金交付決定後から要した経費が補助対象経費となります。

5. 公募期間

令和7年4月1日から令和7年5月16日まで。ただし、予算上限に満たない場合は2回目以降の公募を行う場合があります。

6. 申請の方法

(1) 補助金交付金要綱、申請様式等については、当県ホームページからダウンロード可能です。申請書提出先は裏面に記載のメールアドレスに送付ください。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

- ①補助金交付申請書（様式第1号及び別紙1）
- ②見積書（1契約あたり100万円以上（税抜）の場合、2者以上の合見積又は選定理由書が必要です）
- ③支払先口座確認資料（通帳の写し等…口座（カナ）名義、口座番号が記載された頁）
- ④直近2期分の決算書類
- ⑤県税の納税証明書（県が課税する全税目に未納税額のない証明。3ヶ月以内発行）

7. 交付の決定

公募期間終了後に開催する審査会にて交付を決定します（審査会日程については別途ご案内します）。

なお、審査会においては申請者による事業の説明を行っていただきますので、必要な参考資料等をご用意ください。

8. 申請の流れ



9. お問い合わせ（申請書提出先）

島根県 商工労働部 産業振興課 ものづくり推進係

電 話：0852-22-6648

郵送先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

メール：mono-shinsei@pref.shimane.lg.jp